

第8回 定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項)

■事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社ラキール

上記事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年3月29日
新 株 予 約 権 の 数		465個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 465,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり 100円)
権 利 行 使 期 間		2020年3月30日から 2028年3月29日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 第1回新株予約権の行使条件は次のとおりです。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、従業員又は顧問その他これに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権者の相続人による行使は認めない。

⑤ 新株予約権者は、新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合、取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合、禁錮刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社と競業関係にある会社の取締役、執行役員、監査役、使用人、顧問、社外協力者となった場合等、新株予約権の発行の目的上、権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合には、以後、本新株予約権の行使を行うことはできない。

2. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、その決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の基本方針

当社は、次の企業理念をすべての役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）及び従業員（社員、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者をいう。）が職務を執行するにあたっての基本方針と位置づけております。

【企業理念】

当社は、「企業の継続性」を経営の最重要課題として捉え、企業活動を通じて「顧客への責任」、「社員への責任」、「株主への責任」の3つの責任を履行し、良き企業市民として社会に貢献いたします。

1. 当社は、常に顧客満足度の向上を念頭に置き、顧客への奉仕の精神を忘れず「顧客から期待され信頼される企業」を目指します。
2. 当社は、人材こそ財産という信念のもとチャレンジ精神を忘れず「社員から期待され愛される企業」を目指します。
3. 当社は、株主への利益還元を実現することで「株主から期待され評価される企業」を目指します。

当社は、この企業理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

② 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 企業価値の向上と社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として「企業理念」及び「行動規範」を定め、役員及び従業員は、これに従って職務の執行にあたります。

ロ. 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要な問題の審議とともにコンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行います。

ハ. すべての役員及び従業員は、「企業理念」、「行動規範」の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努めます。

二．コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用します。

ホ．当社は、社外取締役を選任することにより、取締役の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持・向上を図ります。

ハ．社長直轄とする内部監査室に内部監査機能を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を社長及び監査役会に報告します。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、情報管理責任者にあたる取締役を選任し、その責任者の指揮のもと文書管理規程、その他社内規程に基づく情報管理体制を整備します。

情報管理責任者である取締役は、当該文書を文書管理規程に基づき保存・管理します。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．「危機管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。

ロ．経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク・海外カントリーリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎のリスクを把握するため、対応管理責任者の体制を整備します。

ハ．管理部門を全体のリスク統括管理担当とすることで、リスク情報を集約し、内部統制と一本化したリスク管理を推進します。また、重大な事態が生じた場合には、迅速な危機管理対策を実施できる体制を整備します。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役が職務執行を効率的に行うため、取締役会を毎月１回定時開催する他、適宜臨時に開催します。

ロ．取締役の職務執行については、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、その責任の所在、執行手続を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。

ハ. 取締役会は経営理念の下、将来の事業環境を見据えた上で、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役以下の取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会にて、その実績の報告を行います。

⑥ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 企業集団全体の企業価値の向上を図るべく親会社と子会社間での指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながら企業集団全体としての業務適正化を図ります。

ロ. 企業集団内で横断的な会合を開催することで、企業集団内での情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

ハ. 子会社については、当社の役職員が取締役又は監査役として就任し、子会社の業務執行状況を監視できる体制を構築します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

イ. 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。

ロ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は当該命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとします。

ハ. 当該使用人の任命・異動については、監査役の意見を聴取し、尊重するものとします。

⑧ 監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく監査役会に報告するものとします。

イ. 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題

ロ. その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、経営委員会その他重要な会議に出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じ取締役又は従業員に対しその説明を求めることができるものとします。

ロ. 監査役が効率的な監査を実施するため、会計監査人及び内部監査部門は監査役と定期的に協議又は意見交換を行い、監査に関する相互補完を行うものとします。

ハ. 監査役は、当社及び子会社の代表取締役と定期的に会合を持ち、業務執行方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクについて聴取するとともに、監査環境の整備状況、監査上の重要課題について意見交換ができるものとします。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 経理規程に基づき、法令及び一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って適正な会計処理を行います。

ロ. 金融商品取引法その他適用のある法令に基づく適切な内部統制システムの構築を行います。また、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針を定め、当該方針の下、反社会的勢力排除の実効性を確保する体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制に関する事項

- イ. 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月1回開催し、コンプライアンスの遵守状況や教育の実績について確認をしています。
- ロ. 社員、契約社員、派遣社員に対して、コンプライアンス、情報セキュリティ、個人情報保護に関する教育を入社時及び年1回実施しています。
- ハ. 社内及び社外弁護士を窓口としておいた内部通報制度では、コンプライアンス違反等の通報を受け付け、適切に調査対応を行っています。
- ニ. 内部監査部門は、当社グループにおけるコンプライアンス・内部統制の実効性を中心とした監査を計画的に実施し、定期的に社長に監査の状況を報告する他、監査役との連携を図っています。

② 業務の執行に関する事項

- イ. 取締役会は原則毎月開催し、また、必要に応じて臨時に開催し、当社の経営上重要な事項審議・決議を行うとともに、業務執行状況の監督を行っています。
- ロ. 監査役会は常勤監査役を置き、経営委員会など社内の重要な会議への出席等を通じた適時的確な情報の把握、他の監査役との状況共有の推進を図っています。また内部監査室と定期的に情報交換・意見交換を実施するなど、緊密に連携しています。
- ハ. 事業運営上の重要事項については、関連規程の定めに従い決定事項の区分に応じて、社長、管掌役員、執行役員が出席する経営委員会で、多面的かつ慎重な審議を経て決議が行われています。
- ニ. 業績管理として、当社グループの事業戦略、実施施策及び財務数値の目標値を中期経営計画及び年度予算として策定し、これらに基づいた業績管理を行っています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 1月 1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,015,538	1,123,486	1,624,734	△283	3,763,476
当連結会計年度変動額					
新株予約権の行使	950	950			1,900
親会社株主に帰属する当期純利益			362,218		362,218
自己株式の取得				△617,441	△617,441
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	950	950	362,218	△617,441	△253,323
当連結会計年度末残高	1,016,488	1,124,436	1,986,952	△617,725	3,510,153

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	42,800	42,800	600	17,849	3,824,727
当連結会計年度変動額					
新株予約権の行使					1,900
親会社株主に帰属する当期純利益					362,218
自己株式の取得					△617,441
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	20,587	20,587	△600	1,965	21,952
当連結会計年度変動額合計	20,587	20,587	△600	1,965	△231,370
当連結会計年度末残高	63,388	63,388	－	19,814	3,593,356

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|---------------|--|
| ・ 連結子会社の数 | 3 社 |
| ・ 主要な連結子会社の名称 | Legend Applications China Holding, Inc.
北京利衆得応用技術有限公司
株式会社ZEST |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- | | |
|--------------|---|
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。 |
|--------------|---|

ロ. 棚卸資産

- | | |
|-------|---|
| ・ 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
|-------|---|

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1988年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェア及びコンテンツ資産については、見込有効期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ロ. 受注損失引当金

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

LaKeel事業において、顧客との契約から生じる主な収益として、製品サービスから生じる収益並びにコンサルティングサービス及びプロフェッショナルサービスから生じる収益を認識しております。また、製品サービスから生じる収益については、ライセンス販売とサブスクリプションに分類されます。

イ. ライセンス販売

主に自社のソフトウェア製品のライセンス販売であります。プロダクトの使用権としてライセンスを供与した一時点で収益を認識しています。

ロ. サブスクリプション

プロダクトの使用や保守サービスを継続的に提供することにより生じる収益については、顧客に移転されるサービスの提供期間にわたり月額料金として収益を認識しています。

ハ. コンサルティングサービス及びプロフェッショナルサービス

これらのサービスに係る主な取引については、履行義務は契約期間にわたり技術サービスを提供することであり、当該履行義務は作業時間の経過につれて充足されることから、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。また、受注制作ソフトウェア開発のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で合理的に見積り、その進捗度に基づいて一定の期間にわたり収益を認識しています。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

・受注制作ソフトウェア開発に係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 24,211千円

(注) 当連結会計年度末において進捗中のプロジェクトにつき、計上した金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までには発生した原価が、原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。

進捗度に基づく収益計上の基礎となる原価総額の見積りはプロジェクトごとに行っております。プロジェクトは顧客の重要なシステム構築等を請け負うことになり、特に顧客のニーズの多様化に応えるため、原価総額の見積りの基礎となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴っております。

原価総額の見積りはプロジェクトの進行に応じて適宜見直しが行われ、原価総額の見積り時点では予見できなかった仕様変更や納期変更等により、原価総額の変更が発生し、その結果進捗度が変動する可能性があります、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

・受注損失引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金 27,312千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に係る情報

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。受注損失引当金の見積りにおいては、契約ごとにプロジェクトの進行を通じてリスク管理を行い、見積工事原価総額が請負金額を上回ると予想される場合、引当が必要となります。また、将来工事原価総額の見積りの前提条件の変更等（設計変更や天災等）により追加引当が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

・固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア	673,484千円
ソフトウェア仮勘定	24,291千円
コンテンツ資産	117,290千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に係る情報

連結貸借対照表に計上されているソフトウェアのうち、大部分を占める市場販売目的のソフトウェアについては、減価償却後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合には、当該超過額について一時の費用（又は損失）として処理することとしております。なお、見込販売収益の額については、受注予測や成長率等の経営者による重要な判断を伴う見積りの重要な仮定が含まれており、経営環境や市場の動向等の変化により見込販売収益の額に重要な影響が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

コンテンツ資産については、動画コンテンツを1つの資産グループとしておりますが、視聴見込みのなくなったものについては、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱い、減損の兆候を把握しております。また、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしております。なお、減損の兆候の判定にあたっては経営者に承認された事業計画に基づいておりますが、当該事業計画は直近の事業計画達成状況や事業を取り巻く経営環境及び市場の動向などに基つき策定された翌事業年度の事業計画などを基礎として算出しており、経営者による重要な判断を伴う見積りの重要な仮定が含まれております。なお、動画コンテンツには想定どおりに視聴されない可能性や作成時に予見していなかった法令等の改正により陳腐化するものがあり、これらの減損の有無の判断には個別性が強く経営者の判断を伴う場合があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は資金調達の機動性確保及び資金効率の向上などを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	600,000千円
借入実行残高	600,000千円
差引額	－千円

(2) 財務制限条項

当社が契約している金銭消費貸借契約（当連結会計年度末残高 400,000千円）に付されている財務制限条項は以下のとおりです。

- a. 各決算期（直近12ヶ月）における連結営業損益（ただし、のれん償却費を足し戻す。以下同じ。）がマイナスとなった場合、その直後に到来する決算期における連結営業損益をプラスとすること。
- b. 各決算期の連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,672,500株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	210,000株
------	----------

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融商品に限定し、高い安全性と適切な流動性を確保しており、また、資金調達については主に銀行借入によっております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替変動のリスクに晒されております。

投資有価証券は、主に非上場株式、投資事業有限責任組合に対する出資金及び株式形態のゴルフ会員権であり、発行体の信用リスク、財務リスク及び市場の変動リスクにさらされておりますが、定期的に発行体や投資事業有限責任組合の財務状況及び時価を把握しております。

敷金及び差入保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、このうち一部の契約（当連結会計年度末残高 400,000千円）には以下の財務制限条項が付されております。

- a. 各決算期（直近12ヶ月）における連結営業損益（ただし、のれん償却費を足し戻す。以下同じ。）がマイナスとなった場合、その直後に到来する決算期における連結営業損益をプラスとすること。
- b. 各決算期の連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、自社及び他社の製品ライセンスを提供するプロダクトサービスのサブスクリプション売上では、多くの取引先において、初回入金時に契約期間分を一括して前受金として受領することで、リスクの軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、一部外貨建ての預金及び営業債権債務を有しておりますが、取引規模は限定的であるため、ヘッジ取引等は行っておりません。また、定期的に市場金利の状況を確認し、金利変動リスクを把握しております。

c. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても当社と同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変更することがございます。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷金及び差入保証金	306,708	280,385	△26,322
(2) 投資有価証券	15,127	17,454	2,327
資産計	321,835	297,840	△23,995
(3) 長期借入金	400,000	400,000	－
負債計	400,000	400,000	－

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金（流動負債）と長期借入金（固定負債）の合計額であります。

(※3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、上表には含まれておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は47,515千円であります。

(※4) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	650,000

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,547,558	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	789,351	—	—	—
合計	3,336,909	—	—	—

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	600,000	—	—	—	—	—
長期借入金	100,000	100,000	100,000	100,000	—	—
合計	700,000	100,000	100,000	100,000	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性に及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

2. 時価をもって連結貸借対照表に計上していない金融商品

区分		時価（千円）			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)	敷金及び差入保証金	－	280,385	－	280,385
(2)	投資有価証券	－	17,454	－	17,454
	資産計	－	297,840	－	297,840
(3)	長期借入金 (1年内返済予定を含む)	－	400,000	－	400,000
	負債計	－	400,000	－	400,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 敷金及び差入保証金

敷金及び差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券は株式形態のゴルフ会員権であり、ゴルフ会員権取扱店等の相場価格をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

(3) 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利による借入であり、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、単一セグメントであり、製品サービスごとの顧客との契約から生じる収益を、収益認識の時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	サービス		合計
	プロダクト サービス	プロフェッショナル サービス	
収益認識の時期			
一時点で移転される財及びサービス	347,695	14,782	362,477
一定期間にわたり移転される財及びサービス	4,287,332	3,318,865	7,606,198
顧客との契約から生じる収益	4,635,028	3,333,647	7,968,676
外部顧客への売上高	4,635,028	3,333,647	7,968,676

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残額等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,124,925	762,718
受取手形	－	3,600
売掛金	1,124,925	759,118
契約資産	12,148	26,632
契約負債	429,672	461,302

契約資産は、主に顧客との請負契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の財又はサービスに係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は412,004千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 506円34銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 48円36銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年 1月 1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	1,015,538	1,123,486	1,123,486	1,564,468	1,564,468	△283	3,703,210
当 期 変 動 額							
新株予約権の行使	950	950	950				1,900
当 期 純 利 益				321,848	321,848		321,848
自 己 株 式 の 取 得						△617,441	△617,441
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							－
当 期 変 動 額 合 計	950	950	950	321,848	321,848	△617,441	△293,693
当 期 末 残 高	1,016,488	1,124,436	1,124,436	1,886,317	1,886,317	△617,725	3,409,517

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	600	3,703,810
当 期 変 動 額		
新株予約権の行使		1,900
当 期 純 利 益		321,848
自 己 株 式 の 取 得		△617,441
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△600	△600
当 期 変 動 額 合 計	△600	△294,293
当 期 末 残 高	－	3,409,517

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。また、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
 - ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	4年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェア及びコンテンツ資産については、見込有効期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

② 受注損失引当金

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌事業年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

LaKeel事業において、顧客との契約から生じる主な収益として、製品サービスから生じる収益並びにコンサルティングサービス及びプロフェッショナルサービスから生じる収益を認識しております。また、製品サービスから生じる収益については、ライセンス販売とサブスクリプションに分類されます。

① ライセンス販売

主に自社のソフトウェア製品のライセンス販売であります。プロダクトの使用権としてライセンスを供与した一時点で収益を認識しています。

② サブスクリプション

プロダクトの使用や保守サービスを継続的に提供することにより生じる収益については、顧客に移転されるサービスの提供期間にわたり月額料金として収益を認識しています。

③ コンサルティングサービス及びプロフェッショナルサービス

これらのサービスに係る主な取引については、履行義務は契約期間にわたり技術サービスを提供することであり、当該履行義務は作業時間の経過につれて充足されることから、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。また、受注制作ソフトウェア開発のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で合理的に見積り、その進捗度に基づいて一定の期間にわたり収益を認識しています。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

・受注制作ソフトウェア開発に係る収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 24,211千円

(注) 当事業年度末において進捗中のプロジェクトにつき、計上した金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記・受注制作ソフトウェア開発に係る収益認識 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

・受注損失引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金 27,312千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記・受注損失引当金の計上 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

・固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア 706,356千円

ソフトウェア仮勘定 24,291千円

コンテンツ資産 122,226千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記・固定資産の減損損失の認識の要否 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は資金調達の機動性確保及び資金効率の向上などを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	600,000千円
借入実行残高	600,000千円
差引額	－千円

(2) 財務制限条項

当社が契約している金銭消費貸借契約（当事業年度末残高 400,000千円）に付されている財務制限条項は以下のとおりです。

- a. 各決算期（直近12ヶ月）における連結営業損益（ただし、のれん償却費を足し戻す。以下同じ。）がマイナスとなった場合、その直後に到来する決算期における連結営業損益をプラスとすること。
- b. 各決算期の連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	5,574千円
② 短期金銭債務	45,746千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	458,267千円
販売費及び一般管理費	5,040千円
営業取引以外の取引高	65千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式並びに自己株式の種類及び総数
- | | |
|--------|------------|
| 発行済株式数 | |
| 普通株式 | 7,672,500株 |
| 自己株式 | |
| 普通株式 | 575,723株 |
- (2) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,927千円
賞与引当金	7,012千円
未払事業所税	2,523千円
新卒紹介料	3,613千円
未払確定給付年金	909千円
未払確定拠出年金	538千円
資産除去債務	15,865千円
受注損失引当金	8,363千円
その他	1,114千円
繰延税金資産合計	48,868千円
繰延税金負債	
その他無形資産	△11,941千円
資産除去債務に対応する除去費用	△8,337千円
繰延税金負債合計	△20,279千円
繰延税金資産の純額	28,588千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	480円43銭
(2) 1株当たり当期純利益	42円97銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。